

名古屋市緑政土木局第三者被害事務手続要領

（目的）

第 1 条 この要領は、緑政土木局所管の工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による第三者被害（以下「被害」という。）が生じた場合及び被害の発生が確実に予見されるような場合における事務手続を定めることを目的とする。

（覚書の交換）

第 2 条 設計を担当する課又は公所の長（以下「設計担当課公所長」という。）は、特記仕様書に事業損失防止調査を行う旨定めた工事の請負契約を請負人と締結するときにおいて必要があると認めるときは、工事の施工に伴い発生した第三者被害の補償に関する覚書（以下「覚書」という。）（様式第 1 号）の交換をあわせて行うものとする。

2 設計担当課公所長は、覚書の交換のない工事が施工された場合において、工事着手後被害が発生した旨の通知を受理したときは、ただちに当該工事に係る覚書の交換を行うものとする。

（折衝等）

第 3 条 工事の施工に伴い被害が生じた場合の当該第三者との補償に関する折衝及び補償の履行は、原則として当該工事の請負人（以下「請負人」という。）に行わせるものとする。ただし、監督を担当する課又は公所の長（以下「監督担当課公所長」という。）が必要と認めた場合等特別の事情がある場合は、当該工事の監督員（名古屋市緑政土木局検査員等指定規程（昭和 57 年 4 月 1 日通達）により指定された監督員をいい、以下「監督員」という。）が折衝を行うものとする。

2 前項本文の場合においては、監督員は、必要の都度折衝経過を請負人に報告させ、適切な指示を行うものとする。

（被害発生報告）

第 4 条 監督員は、被害の発生を第三者若しくは請負人の通報により又は自ら知ったときは、その都度請負人に被害概況を連絡させるとともに、直ちに被害状況等を被害発生報告書（様式第 2 号）により報告させるものとする。

2 監督員は、被害発生報告書を請負人から受理したときは、ただちに当該報告書記載事項を確認するものとする。

（応急措置）

第 5 条 監督員は、被害の増加防止等のため必要があると認めるときは、請負人に応急措置をとらせるものとする。この場合において、監督員は、あらかじめ請負人と協議を行って応急措置を定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではない。

2 監督員は、応急措置について請負人と協議を行う場合は、あらかじめ監督担当課公所長の意見（監督担当課公所長の意見を聞く暇のない場合は監督担当課公所課長補佐等（主任監督員である者に限る。）の意見）を聞くものとする。

3 監督員は、請負人が応急措置をとったときは、その措置の内容を遅滞なく応急（緊急）措置報告書（様式第 3 号）により報告させ、当該報告書記載事項をただちに確認するものとする。

4 監督員は、被害発生報告書又は、応急（緊急）措置報告書を受理した後において必要があると認めるときは、監督担当課公所長の意見を聞いて、請負人に必要な措置をとることを求めるものとする。

5 監督員は、第 1 項に規定する協議を行なった場合は、協議内容を応急措置協議記録（様式第 4 号）に記録し、第 3 項の規定により監督員に提出された応急（緊急）措置報告書に添付するものとする。

（復旧措置）

第 6 条 監督員は、被害が発生した場合において必要があると認めるときは、請負人に被害の復旧措置を行うことを求めるものとする。この場合において、監督員は、あらかじめ復旧措置の内容を請負人と協議して定めるものとする。

2 監督員は、復旧措置について請負人と協議を行う場合は、あらかじめ当該工事関係職員と復旧措置内容について検討しておくものとする。

3 監督員は、請負人が復旧措置を行ったときは、その措置の内容を遅滞なく復旧措置報告書（様式第 5 号）により報告させ、当該報告書記載事項をただちに確認するものとする。

4 復旧措置を行う場合については、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。

5 監督員は、第 1 項に規定する協議を行なった場合は、協議内容を復旧措置協議記録（様式第 6 号）に記録し、第 3 項の規定により監督員に提出された復旧措置報告書に添付するものとする。

（被害確定報告）

第 7 条 監督員は、被害の発生又は増加が止まり被害が確定したときは、請負人に当該契約に係る被害のすべてを遅滞なく調査させ、被害確定報告書（様式第 7 号）により報告させるものとする。

2 監督員は、被害確定報告書を受理したときは、ただちに当該報告書記載事項を確認するものとする。

（被害補償要求）

第 8 条 監督員は、被害の発生又は増加が止まり被害が確定したときは、被害を受けた者から被害補償要求書（様式第 8 号）を徴するよう請負人に指示するものとする。
ただし、第 3 条第 1 項ただし書の場合にあっては、監督員が徴し請負人に交付するものとする。

2 監督員は、請負人が被害補償要求書を被害を受けた者から徴したときは、その写しを被害確定報告書に添付するよう指示するものとする。

（報告書の提出等）

第 9 条 監督員は、本要領に定める被害発生報告書、応急（緊急）措置報告書、復旧措置報告書及び被害確定報告書を受理したときは、その都度設計担当課公所長及び路政部用地管理課長に提出するものとする。

2 前項の場合において、監督員が設計担当課に属さない場合は、監督担当課公所長を経由して行うものとする。

3 設計担当課公所長は、被害確定報告書を受理したときは、当該報告書添付の被害確定内訳表中の被害復旧見積金額の点検を道路部用地補償課長に依頼し、道路部用地補償課長は、すみやかに点検を行い設計担当課公所長に回答するものとし、併せて路政部用地管理課長へ報告するものとする。

（工事目的物引渡後の被害発生）

第 10 条 工事目的物の引渡しを受けた日以降の日に、当該工事の施工に伴う被害が発生したときは、監督員（監督員に異動があった場合は、当該工事の監督担当課公所長の指定する者をいう。以下次項により準用する各条において同じ。）は、被害概況を監督担当課公所長、設計担当課公所長、路政部用地管理課長及び請負人に通知するものとする。

2 前項に規定する被害が発生した場合には、第 3 条から第 9 条まで及び第 11 条から第 20 条までの規定を準用する。

（2 以上の工事による被害）

第 11 条 被害発生の原因が、緑政土木局施工の工事と緑政土木局以外のものが施工する工事と競合していると認められる場合は、他の工事の施行者と協議を行うものとし、当該協議は、監督担当課公所長が行うものとする。

（補償限度）

第 12 条 被害に対する補償金額は、「名古屋市の公共用地の取得等に伴う損失補償基準」（平成14年4月1日緑政土木局長通知）に準じて算定するものとし、当該基準に定

めのない事項については、補償対象物の従前保有していた効用の復元等被害填補に通常要する費用とする。

（補償方法）

第 1 3 条 被害を受けた者に対する補償の方法は、金銭補償を原則とする。ただし、被害を受けた者の特別の事情により工事補償が妥当であると設計担当課公所長が認める場合は、被害を受けた者の申し出により請負人施行による工事補償を行うことができる。

（補償金額の決定）

第 1 4 条 設計担当課公所長は、応急（緊急）措置報告書、復旧措置報告書、被害確定報告書、工事関係書類及び工事関係者の申立て等に基づき工事施工と被害との因果関係、工事施工に係る過失の有無及び補償の要否等を検討し、所定の手続を経て当該契約に係る被害のすべてについて被害を受けた者ごとに補償金額（承諾書記載金額が補償金額未満である場合は、承諾書記載金額とする。以下同じ。）を決定するものとする。

2 設計担当課公所長は、前項に規定する補償金額を請負人に示し、請負人と協議して補償金額を定めるものとする。

（補償費用の負担等）

第 1 5 条 前条第 2 項の補償金額については、名古屋市は、同項の協議の結果に基づき、負担金額の決定に関して権限を有する職員の決裁を経て、費用負担を決定するものとする。

2 設計担当課公所長は、前項の規定により補償金額が確定した場合において、全額請負人が負担することとなった場合は補償金総額決定通知書（様式第 9 号）により請負人に通知するものとする。

3 設計担当課公所長は、第 1 項の規定により負担金額が確定した場合において、前項に該当する場合を除き名古屋市と請負人がそれぞれ負担することとなった場合には、工事の施工に伴い発生した第三者被害の補償に関する契約書（様式第 1 0 号）により請負人と補償費用負担契約を締結するものとする。

（名古屋市緑政土木局第三者被害査定審議会）

第 1 6 条 緑政土木局が所管する工事の施工に伴い発生した被害に係る因果関係、過失の有無、補償の要否、補償金額及び名古屋市と請負人との補償金額の負担金額について審議し、もって適正な事務処理を期するため、名古屋市緑政土木局第三者被害査定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織運営その他必要な事項は、担当部長（管理）が別に定める。

（付議事項等）

第 17 条 設計担当課公所長は、被害を受けた第三者に対する補償案（補償を行わない場合を含む。）について審議会に付議するものとする。

2 前項に規定するもののほか、設計担当課公所長は、被害の発生が確実に予見されるような場合に審議会に意見を求めること及び特に必要と認める事案を審議会に報告することができる。

3 設計担当課公所長は、審議会に議題を提出しようとする場合は、あらかじめ審議等に必要な当該工事関係書類及び補償金額、負担金額、補償方法等を記載した補償案を審議会に提出するものとする。

（承諾書）

第 18 条 監督員は、被害を受けた者に対して請負人が補償を履行する場合は、あらかじめその者から承諾書（様式第 11 号）を徴するよう請負人に指示するものとする。ただし、第 3 条第 1 項ただし書の場合にあっては、監督員が徴し請負人に交付するものとする。

（金銭補償受領書等）

第 19 条 監督員は、被害を受けた者に対する補償が履行されたときは、金銭による補償の場合にあっては金銭補償受領書（様式第 12 号）を、請負人施工による工事補償の場合にあっては補償完了確認書（様式第 13 号）を、その者から徴するよう請負人に指示するものとする。

（補償の完了報告）

第 20 条 監督員は、被害を受けた者に対する補償が完了したときは、速やかに補償完了報告書（様式第 14 号）により請負人に報告させ、設計担当課公所長及び路政部用地管理課長に提出するものとする。

2 前項の場合において、監督員が設計担当課に属しない場合は、監督担当課公所長を経由して行うものとする。

3 補償完了報告書には、本要領に定める承諾書及び金銭補償受領書又は補償完了確認書の写しを添付するものとする。

4 設計担当課公所長は、補償完了報告書を受領したときは、その写しを審議会へ送付するものとする。

（委任）

第 21 条 第三者に対する補償の事務手続に関しこの要領に定めのない事項に関する取扱いについては、審議会において個別の事案ごとに定めることができる。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日 局再編により土木局及び農政緑地局を緑政土木局と読み替える。

附 則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

工事の施工に伴い発生した第三者被害の補償に関する覚書

工事名

工事場所

年 月 日付標記工事請負契約に基づく工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による被害（以下「被害」という。）が第三者に生じた場合の補償について、発注者名古屋市を甲とし、請負人を乙として、その事務処理及び費用負担等について、次の条項により覚書を交わすものとする。

（折 衝）

第 1 条 乙が請負った工事の施工に伴い第三者に被害が生じた場合の当該第三者との補償に関する折衝及び補償の履行は、原則として乙が行うものとする。ただし、甲の判断により甲が折衝を行うこととした場合等特別の事情がある場合は、折衝を甲が行うものとする。

2 前項本文の場合にあっては、折衝の進行に伴い必要の都度乙は、折衝経過を甲に報告し、甲は、適切な指示を乙に行うものとする。

（被害発生報告）

第 2 条 乙は、第三者に被害が生じたことを知ったときは、その都度被害概況を当該工事監督員に連絡するとともに、直ちに被害発生報告書（様式第 1 号）により、被害状況等を甲に報告（当該工事監督員を経由するものとする。以下甲に報告及び提出を要する旨規定する各条において同じ。）しなければならない。

（応急措置等）

第 3 条 乙は、被害の増加防止等のため必要があると認めるときは、応急措置をとらなければならない。この場合においては、乙は、あらかじめ甲の意見を聞かなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく応急（緊急）措置報告書（様式第 2 号）により、甲に報告しなければならない。

3 甲は被害発生報告書又は応急（緊急）措置報告書を受領した後、甲において必要があると認めるときは、乙に対して必要な措置をとることを求めることができる。

（復旧措置）

第4条 乙は、被害が発生した場合において必要があると認めるときは、復旧措置を行わなければならない。この場合においては、乙は、あらかじめ甲と協議を行わなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、その行った措置の内容を遅滞なく復旧措置報告書（様式第3号）により、甲に報告しなければならない。

3 復旧措置を行う場合には、第9条及び第10条の規定を準用する。

（被害確定報告）

第5条 乙は、被害の発生又は増加が止まり被害が確定したときは、遅滞なく当該工事の施工に伴い第三者に発生した被害のすべてを調査し、被害確定報告書（様式第4号）により、甲に報告しなければならない。

（被害補償要求）

第6条 乙は、当該工事の施工に伴う被害が確定したときは、被害を受けた者から被害補償要求書（様式第5号）を徴しなければならない。

2 乙は、被害補償要求書の写しを、被害確定報告書と併せて甲に提出しなければならない。

（工事目的物引渡後の被害発生）

第7条 工事目的物の引渡しをした日以降の日に当該工事の施工に伴う被害の発生を知った場合には、第1条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定を準用する。

（補償方法）

第8条 被害を受けた者に対する補償の方法は、金銭補償を原則とする。ただし、被害を受けた者の特別の事情により工事補償が妥当であると甲が認めた場合は、被害を受けた者の申出により、乙の施工による工事補償を行うことができる。

（補償金額の決定）

第9条 甲は、応急（緊急）措置報告書、復旧措置報告書、被害確定報告書、工事関係書類及び工事関係者の申立て等に基づき工事施工と被害との因果関係、工事施工に係る過失の有無及び補償の要否等を検討し、当該契約に係る被害のすべてについて、被害を受けた者ごとに補償金額（承諾書記載金額が補償金額未満である場合は承諾書記載金額とする。以下同じ。）を算出するものとする。

2 甲は、前項に規定する補償金額を乙に示し、乙と協議して補償金額を定めるものとする。

（補償費用の負担等）

第 10 条 前条第 2 項の補償金額について、甲と乙との負担金額を所定の手続きを経て定め、甲はそれぞれの負担金額を乙に示し、協議して決定するものものとする。

2 甲は、前項の規定により負担金額が確定した場合には、工事の施工に伴い発生した第三者被害の補償に関する契約書（様式第 6 号）により、乙と補償費用負担契約を締結するものとする。

（承諾書）

第 11 条 乙は、被害を受けた者に補償を行おうとするときは、被害を受けた者から承諾書（様式第 7 号）をあらかじめ徴しなければならない。ただし、第 1 条第 1 項ただし書の場合にあっては甲が行うものとする。

（金銭補償受領書等）

第 12 条 乙は、被害を受けた者に対する補償が完了したときは、金銭による補償の場合にあっては金銭補償受領書（様式第 8 号）を、乙の工事施工による補償の場合にあっては補償完了確認書（様式第 9 号）を、当該被害を受けた者から徴しなければならない。

（補償完了報告）

第 13 条 乙は、被害を受けた者に対する補償が完了したときは、補償完了報告書（様式第 10 号）により、甲に報告しなければならない。

2 補償完了報告書には、本覚書に定める承諾書の写し金銭補償受領書又は補償完了確認書の写しを併せて提出しなければならない。

（その他）

第 14 条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項について疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して定める。

この覚書締結の証として、覚書2通を作成して、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長

乙 請負人
住 所（所在地）
氏 名（名称）

被 害 発 生 報 告 書

(名古屋市長) 年 月 日

様

請負人
住 所

氏 名

みだしのことについて、別紙被害記録調書のとおりに第三者被害が発生したので、報告します。

.....

上記報告について確認しました。

確認年月日 年 月 日

年 月 日

監督員 所 属

職氏名

別紙

被害発生報告書

応急（緊急）措置報告書

復旧措置報告書

被害確定報告書

補償完了報告書

共通様式

被 害 記 録 調 書						
1	請負工事に 関する事項	請 負 工 事 名			請 負 業 者 名	
		契 約 年 月 日	年 月 日		契 約 金 額	¥
		契 約 上 の 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで			
2	覚 書 に 関 する 事 項	交 換 の 有 無	有 無			
		交 換 年 月 日	年 月 日			
3	被害発生 の 状 況	場 所	名古屋市 区 町 番地			
		日 時	年 月 日 午前 時 分 ごろ 午後			
		最初に現場調査 をした担当員	氏 名	所 属	調 査 日 時	
		箇 所 図 及 び 現 場 写 真	箇 所 図		写 真	
	応急措置の要否 及び今後の見通 し					
4	被害者及び 被害の内容	氏 名 及 び 住 所	被害物件名	数 量	被害の内容、程度、所有者 そ の 他 関 係 人 氏 名	

5	被害の概要	被害の概要					
		被害発生の原因					
	摘要						
6	応急（緊急）措置をした場合の措置内容等	監督員との協議	(日時) 年 月 日 午前 時 分 ごろ 午後				
			(場所)				
			(内容)				
		措置をした物件等	措置対象物件名	数 量	措置内容	所要経費	摘 要
		措置施工の概要					
		措置年月日	年 月 日				
		措置前及び後の状況					
(措置前の写真) (措置後の写真)							
		(年 月 日撮影)	(年 月 日撮影)				

7	復旧措置 〔総補償額確定前にする補償履行〕	復旧を要する場所						
		被害の状況	説明	現場写真				
				復旧前 (撮影年月日)	復旧後 (撮影年月日)			
		監督員との協議	(日時) 年 月 日 午前 時 分 ごろ 午後					
			(場所)					
			(内容)					
		措置をした物件等	措置対象物件名	数 量	措置内容	所要経費	摘 要	
		措置施工の概要						
		措置年月日	年 月 日					
8	被害の確定	確定被害の内 訳	被害物件名	数 量	被害の種類、程度	被害見積額	摘 要	
		被害確定年月日	年 月 日					
		復旧見積計算書及び被害確定現場写真	別紙のとおり					
		そ の 他						

9	被害者の 補償要求		要求年月日	年 月 日				
			補償要求の種類	金 銭 現 物				
			要求金額	¥				
10	第三者被害 の補償に関 する契約 (市の請負人 との負担 契約)		締結年月日	年 月 日				
			補償金内訳					
			補償金支払日	年 月 日				
			その他					
11	被害者の 承諾		承諾年月日	年 月 日				
			金額	¥				
			支払期限					
			その他					
12	補償の 履行	補償完了 確認書	完了確認年月日	年 月 日				
			復旧工事の内容					
			復旧場所					
			復旧工事	年 月 日～ 年 月 日				
		補償金受領書	受領年月日	年 月 日				
			受領金額	¥				
			被害の場所					
			その他					
13	補償の完了		完了年月日	年 月 日				
			補償の内訳	被害物件名	数 量	被害の種類、程度	補償金額	
			補償完了を 確認した者	氏 名	所 属		確認年月日	

要領様式第3号
覚書様式第2号

応 急 （ 緊 急 ） 措 置 報 告 書

(名古屋市長)

年 月 日

様

請負人

住 所

氏 名

みだしのことについて、別紙被害記録調書のとおり応急（緊急）措置をとりましたので、報告いたします。

上記報告について確認しました。

確認年月日 年 月 日

年 月 日

監督員 所 属
職氏名

応 急 措 置 協 議 記 録					
課 長 または所長		課長補 佐等		係 員	
請負工事名等	請 負 工 事 名				
	請 負 業 者 名				
	請負契約年月日	年 月 日			
	覚書締結年月日	年 月 日			
監督課公所長の 意 見 等	監督課公所長の 職、氏名				
	監督課公所長の 意 見 の 概 要				
協 議 当 事 者	協 議 の 相 手 方				
	市 側 出 席 者 名				
協 議 の 内 容	相 手 意 見 の 概 要				
	市 側 意 見 の 概 要				
	協 議 結 果				

要領様式第5号
覚書様式第3号

復 旧 措 置 報 告 書

(名古屋市長)

年 月 日

様

請負人

住 所

氏 名

みだしのことについて、別紙被害記録調書のとおり復旧措置をとりましたので、報告いたします。

上記報告について確定しました。

確認年月日 年 月 日

年 月 日

監督員 所 属

職氏名

復 旧 措 置 協 議 記 録					
課 長 または所長		課長補 佐等		係 員	
請負工事名等	請 負 工 事 名				
	請 負 業 者 名				
	請負契約年月日	年 月 日			
	覚書締結年月日	年 月 日			
復旧措置を要 する被害の 内 訳	被害者住所、氏名				
	被 害 の 状 況				
	復 旧 措 置 を 必 要 と す る 理 由				
	被害の種類、内容				
	被 害 場 所				
関係職員によ る会議の内容	会議をした年月日	年 月 日			
	会議出席者の意見	意 見 の 概 要			
	(課長)				
	(所長)				
	(課長補佐等)				
	(課長補佐等))				
	(設計担当者)				

	(監督員)	
	会議結果	
請負人との 協議の内容	協 議 年 月 日	年 月 日
	協 議 場 所	
	協議の出席者氏名 (相手方)	
	(市 側)	
	相手意見の概要	
	市側意見の概要	
	協 議 結 果	

被害確定報告書

(名古屋市長)

年 月 日

様

請負人

住 所

氏 名

みだしのことについて、別紙被害記録調書のとおり第三者被害が確定したので、被害確定内訳表を添えて、報告します。

上記報告について確認しました。

確認年月日 年 月 日

年 月 日

監督員 所 属
職氏名

被害確定内訳表

被害者		被害を受けた物件				被害確定年月日	被害復旧見積金額	摘要
氏名	住所	品名	数量	被害の内容程度	場所			

被 害 補 償 要 求 書

(請負人) 年 月 日

(名古屋市長) 様

被害者
住 所

氏 名

私は、貴殿が施工している工事により、下記被害を受けたので、至急調査の上補償されたく要求します。

記

1	請負工事名	
2	被害発生場所	
3	被害発生年月日	年 月 日
4	被害の種類及び数量	
5	補償要求額（見積書添付）	¥
6	被害の対象に関し有する権利の種類	
7	被害発生の状況	

補 償 金 総 額 決 定 通 知 書

(請負人)

年 月 日

様

名古屋市代表者

市 長

みだしのことについて、補償金総額を下記のとおり決定したので、補償金内訳表を添えて通知します。

記

1	補 償 金 決 定 総 金 額	¥	内訳別紙添付
2	請 負 工 事 名		
3	請 負 契 約 金 額	¥	
4	請 負 契 約 年 月 日	年 月 日	
5	覚 書 締 結 年 月 日	年 月 日	
6	被 害 確 定 金 額	¥	
7	被害確定報告年月日	年 月 日	
8	補 償 金 の 負 担	全額請負人において負担する。	

補 償 金 内 訳 表

[illegible]

工事の施工に伴い発生した第三者被害の補償に関する契約書

工 事 名

工事場所

名古屋市（以下「甲」という。）と請負人（以下「乙」という。）とは、
年 月 日付締結した標記工事請負契約により乙が請負った工事の施工に起因して発生した第三者被害に対する補償金額の負担等について、次の条項により契約を締結する。

（補償金の総額）

第 1 条 被害を受けた第三者に対する補償金の総額は、金 円とし、
その内訳は、末記表示の通りとする。

（補償金の負担金額）

第 2 条 前条に定める補償金総額のうち、甲は金 円を、乙
は金 円をそれぞれ負担する。

（甲の補償金負担分の支払方法）

第 3 条 甲の補償金負担分金 円は、乙に対して支払うものとし、
支払は、乙が提出する請求書（甲の指定する様式に限る。）を甲が受理した日から30日以内に
するものとする。

（第三者に対する補償金の支払）

第 4 条 乙は、被害を受けた第三者に対する補償金総額の支払を、当該第三者が提出した承諾書に記載した補償金の支払期限までに完了しなければならない。

(契約外の事項)

第 5 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 名古屋市代表者

市 長

乙 請負人

住 所

氏 名

契約条項第一条に定める第三者の表示

第 三 者		被 害				補 償		摘 要
住 所	氏 名	品 名	数 量	内 容	場 所	種 類	金 額	
計								

承 諾 書

(請負人) 年 月 日

(名古屋市長) 様

被害者
住 所

氏 名

私は、貴殿が施工した工事によって受けた被害について、下記による補償をもって承諾し、今後この工事に関する被害についていかなる請求もいたしません。

記

1	請負工事名及び場所	
2	被 害 場 所	
3	被害の種類及び内容	¥
4	補 償 金 額	
5	補償金の支払期限	
6	補償金の支払方法	

金 銭 補 償 受 領 書

(請負人) 年 月 日

(名古屋市長) 様

被害者
住 所

氏 名

私は、貴殿が施工した工事によって生じた被害に関し、年 月 日付貴殿に提出した
承諾書に基づき、補償金として下記金額を受領しました。

記

1	補 償 金 額	¥
2	補償の対象となる被害の種類及び 数量並び内容	
3	被害の発生場所	
4	請負工事名及び場所	

補 償 完 了 確 認 書

(請負人)

年 月 日

(名古屋市長) 様

被害者
住 所

氏 名

私は、貴殿が施工した工事によって生じた被害に関し、 年 月 日付貴殿に提出した
承諾書に基づき、貴殿施工による工事補償により完全に被害復旧したことを確認します。

記

1	請負工事名及び場所	
2	被害復旧場所	
3	被害の種類、内容及び復旧工事の内容	
4	復旧工事年月日	年 月 日

要領様式第14号
覚書様式第10号

補 償 完 了 報 告 書

年 月 日

(名古屋市長)

様

請負人

住 所

氏 名

みだしのことについて、別紙被害記録調書のとおり第三者被害に対する補償を完了したので報告します。

上記のとおり、補償完了の報告がありました。

年 月 日

監督員 所 属

職氏名

[illegible]